

## 東京都児童福祉審議会提言【概要版】

「子育て家庭を地域で支える仕組みづくり」  
ー多様なニーズに対応した切れ目ない支援の強化に向けてー

## 第1章 東京都における現状

## 1 子育て家庭を取り巻く状況

## (1) 妊娠や出産に関する状況

- 東京都の出生数は近年微増傾向で、平成29年は10万8,990人であったが、合計特殊出生率は平成29年1.21で、全都道府県で最も低い水準
- 妊産婦死亡率や新生児死亡率、乳児死亡率等は低い水準を維持しているが、体重2,500グラム未満で生まれる低出生体重児の数が平成に入り上昇
- 子どもを持つことに関する意識調査では、「子どもを持つのが不安だった」と回答した割合が増加

## (2) 子育て家庭の状況

- 子どものいる世帯のうち6歳未満の親族のいる世帯の家族類型を見ると、都内の核家族世帯の割合は94.8%
- 末子が就学前の家庭における共働き率は41.8%と増加傾向
- 18歳未満の子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は、平成27年度12.9%（OECD加盟国中6番目の高さ）
- 子育てをしていて日ごろ感じることについての調査では、「子供が将来うまく育ってくれるか心配になる」、「子育てでイライラすることがある」、「子供の教育について心配になる」といった項目での不安が顕著

## (3) 障害児支援の状況

- 平成24年4月の児童福祉法改正により、障害種別で分かれていた施設体系を、障害児通所支援、障害児入所支援に一元化
- 都内の障害児通所支援事業所数や利用実績は増加傾向  
児童発達支援及び放課後等デイサービスについては伸びが顕著（平成29年度末：児童発達支援・409か所、10,907人、放課後等デイサービス・806か所、15,338人）
- 都内の障害児通所支援受給者数は、平成29年3月時点で26,392人  
そのうち、障害児支援利用計画作成済みの人は26,056人でほぼ100%であるが、セルフプランを除いた割合は6割

## (4) 児童虐待の状況

- 都の児童相談所における対応件数は平成29年度13,707件、また、区市町村における対応件数は13,877件と増加
- 一時保護所への新規入所件数（養護相談のうち被虐待相談）は、平成29年度1,233件

## 2 子育て家庭への支援の取組の状況

### (1) 母子保健

- 妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に向け、区市町村は、母子健康手帳の交付や妊婦健康診査、乳幼児健康診査、新生児訪問指導等を実施
- 都は、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制の整備に向けて、ゆりかご・とうきょう事業により区市町村を支援しており、産前・産後サポート事業や産後ケア事業についても支援
- 妊娠に関する悩みなどの相談に応じる妊娠相談ほっとラインや、子供の健康相談室（小児救急相談）、妊婦健康診査受診促進のための普及啓発等も実施

### (2) 子育て支援

- 区市町村は、乳幼児を対象とした乳児家庭全戸訪問事業や子育てひろば事業、支援を要する家庭を対象としたショートステイ事業や養育支援訪問事業を実施
- 子供家庭支援センターは、区市町村における児童家庭相談を担うとともに、要保護児童対策地域協議会の調整機関として、関係機関による連携した支援のためのコーディネートを実施
- 平成28年の児童福祉法改正において、区市町村の支援拠点の整備や、要保護児童対策地域協議会の機能強化について規定

### (3) 障害児支援

- 平成30年から3か年の障害児福祉計画を策定
- 児童発達支援センターや主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所について、設置者負担に特別助成を実施し、整備を促進
- 医療的ケア児に対する支援については、関係機関の連携促進や在宅支援の充実、支援人材の育成などに積極的に取り組む

## 第2章 子育て家庭に対する支援の課題

### 1 子育てニーズの把握と切れ目ない支援のための体制強化

- 区市町村は妊産婦等のニーズや課題の把握に努めているが、人材確保などの問題もあり十分とは言えない状況
- 予期しない妊娠などの場合、支援につながらず孤立し、把握が困難なことがある
- 予期しない妊娠などの場合、虐待未然防止のためにも、妊娠期から各家庭の状況やニーズを把握することが重要
- 産後ケア事業等の取組は地域によりいまだ差があり、支援が必要な家庭に対するよりきめ細かなサービスが必要
- 出産前後は体調や精神面の変化など特に支援が必要な時期であり、医療機関との連携が重要
- 里帰り出産の場合に支援が途切れないよう、里帰り先の自治体との連携が重要
- 区市町村における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制が整備できるよう支援が必要

- 区市町村等の母子保健従事者等の人材育成を支援し、知識やスキルの向上を図ることが必要

## 2 支援を要する子育て家庭を地域で支えるサービスの充実

### (1) 支援を要する子育て家庭へのサービスの充実

- ショートステイ事業について、必ずしも利用しやすい仕組みになっていない
- 虐待のおそれ等のあるハイリスク家庭に対する子育て支援策の強化が必要
- 養育支援訪問事業について、対象家庭の状況に応じて支援することが重要
- 支援が必要な家庭の児童を、保育所や幼稚園等で見守る仕組みを充実させることが重要
- ファミリー・サポート・センター事業において援助活動を行う提供会員について、虐待の早期発見のための知識を付与することが必要
- 貧困の子育て家庭を支援する関係機関のネットワーク形成や、貧困家庭を含む地域の子供たちへの家庭的な食事提供の場、地域とのつながりの場を確保することが必要
- 子育てひろばにおいて、地域全体で子どもとその保護者を支援する取組の拡大が必要
- ファミリー・サポート・センター事業において、援助活動を行う提供会員の質と量の確保が必要
- 子どもを通じた住民同士の付き合いが減っており、地域で子どもを育て、交流する場の拡大が重要
- 乳幼児を連れた保護者が安心して出かけられる環境の整備が必要

### (2) 地域における障害児支援の充実

- 発達の気になる子どもを含む障害児やその家族を地域で支える仕組みが必要
- 保育所等を利用する発達の気になる子どもを含む障害児が保育所等の一般的な子育て支援施策を利用できる仕組みづくりが必要

## 3 妊娠期から子育て期にわたる支援における各分野の連携強化

- 支援が必要な子どもに早期に気づき、必要な専門的支援につなげる体制の強化が必要
- 障害の有無に関わらず全ての子どもができる限り一般子育て施策を利用できる環境の充実が必要
- 区市町村の中での各分野の連携はもとより、成長段階に応じて支援する機関が変わる場合の連携や、他の区市町村との連携の視点も重要

### 第3章 多様なニーズに対応した切れ目ない支援の強化に向けて（提言）

【以下の考え方に基づき提言】

- 子育て家庭の多様なニーズについて切れ目なく対応するためには、母子保健・子育て支援・障害児支援の各分野それぞれの取組を強化することが必要
- 区市町村におけるそれらの取組がより効果を発揮するため、相互の連携を強化し総合的に取り組むことが重要

#### 1 母子保健分野

【提言①】 子育て家庭のニーズや課題の適切な把握

予期しない妊娠など特に支援が必要な妊婦を含め、地域における子育て家庭のニーズや課題の適切な把握に向けた取組を強化すること

- 全ての妊婦を対象とした面接等により多くの区市町村が取り組めるよう、今後とも「ゆりかご・とうきょう事業」を通じて支援すべき
- 区市町村の参考となるよう、妊娠届時の面接における有効な取組事例の共有を図るべき
- 乳幼児健康診査は各家庭の課題を把握する上でも重要な機会であることから、区市町村による受診勧奨に保護者が応じることを条例に規定するなど、区市町村の取組を支援すべき
- 予期しない妊娠などの相談を区市町村等による支援につなげるよう、「妊娠相談ほっとライン」の強化等をすべき
- 予期しない妊娠や医療機関未受診の妊婦に対する相談窓口の周知のため、あらゆる世代を対象に普及啓発を効果的に行うべき

【提言②】 切れ目ない支援策の充実

妊娠期からの切れ目ない支援の方策を充実させること

- 「子供手帳モデル」を活用し各家庭への情報発信を充実できるよう、区市町村を支援すべき
- 子どもの健康に関する保護者の不安や悩みに対応する「子供の健康相談室」を深夜でも利用しやすくなるよう充実すべき
- 産前・産後サポート事業や産後ケア事業、心理相談員などを活用した要支援家庭向けのグループ指導などを区市町村が実施できるよう支援すべき
- 若年妊娠は予期しない妊娠などの問題を抱えている場合が多いため、区市町村による継続的な支援等につなげることが重要であり、区市町村の参考となる有効な事例等を横展開すべき
- 他の機関による支援につなげる際、それまで対応していた機関（窓口）との関係が途切れないよう、「のりしろ型」の支援が重要
- 出産後間もない時期の産婦に対する健康診査を実施する区市町村を引き続き支援するとともに、両親学級等における各家庭への産後うつの普及啓発を行うべき

### 【提言③】切れ目ない支援体制の強化

#### 妊娠期からの切れ目ない支援体制を強化すること

- 「ゆりかご・とうきょう事業」の実績等を踏まえ、今後とも区市町村が妊娠期からの切れ目ない支援体制を整備できるよう、必要な支援策を検討することが必要
- 区市町村の母子保健従事者等に対して、乳幼児健康診査を適切に行うための技術的支援や、虐待の未然防止等の視点も採り入れた研修を実施するなど、人材育成を支援すべき
- 医療機関従事者に対しても研修を実施し、産後うつ等への対応や、虐待の未然防止・早期発見のための知識等の向上を支援すべき

## 2 子育て支援分野

### 【提言④】子育て家庭のニーズや課題の適切な把握

#### 子育てに課題があり、特に支援を必要とする家庭に対する支援を強化すること

- ショートステイ事業について、当日の予約に対応する利用枠の確保や協力家庭をはじめとする多様な資源を活用した取組、リスクの高い家庭に対する支援を行う区市町村を強化すべき
- 養育支援訪問事業について、家庭状況の的確なアセスメントを図り、状況に応じた弾力的な運用とすべき
- 要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員等が、保育所や幼稚園等を定期的に巡回し、不安を抱える家庭を早期に必要な支援につなげる取組を推進すべき
- ファミリー・サポート・センター事業において援助活動を行う提供会員に、児童虐待防止にかかる研修を行い、虐待の早期発見を促進すべき
- 貧困の子育て家庭に対する支援機関のネットワーク形成を行うとともに、貧困家庭を含む地域の子どもたちへの家庭的な食事提供の場や、地域とのつながりの場を確保するため、「子供食堂推進事業」の推進を図るべき
- 子供家庭支援センターに、経験豊かな虐待対応職員や、多様な家庭の課題に対応できる職員を配置できるよう、区市町村を支援すべき
- 要保護児童対策地域協議会の開催に係る業務を行う事務員の配置を支援すべき
- 虐待のサイン及び発見時の連絡先を地域住民や関係機関に十分周知すべき
- 体罰によらない育児の重要性について、都民への周知を図るべき

### 【提言⑤】地域の力を活用した子育て支援サービスの強化

#### 地域の力を活用した子育て支援サービスを強化すること

- 子育てひろばにおいて、地域の様々な子育て支援関係者とのネットワークを構築する利用者支援事業の実施や、地域ボランティア等の育成等を行う地域支援の実施を拡大すべき
- ファミリー・サポート・センター事業の提供会員に対し質と量の確保を図るため、

一定の研修を受講した会員に対して報酬を増額する「とうきょうチルミル」を拡大すべき

- 在宅で乳児を育てる家庭に対し家事支援の充実を行う「在宅子育てサポート事業」の推進や、地域ボランティアを活用した傾聴などの訪問支援を行う事業の実施促進を図るべき
- 食を通じた地域の交流の場の拡大を図るため、「子供食堂推進事業」の推進を図るべき
- 授乳コーナーやおむつ替え等ができるスペースである「赤ちゃん・ふらっと」の一層の拡大を行うべき

### 3 障害児支援分野

#### 【提言⑥】 共生社会を目指した地域支援の体制の構築

児童発達支援センターを中核としたインクルーシブな共生社会を目指した地域支援の体制を構築すること

- 全ての区市町村に児童発達支援センターの設置が進むよう支援をしていくべき
- 区市町村が整備する児童発達支援センターについて、機能を強化するための取組を推進していくべき
- 児童発達支援センター等の専門機関は、専門的機能を活かし、地域の中核的役割を果たす仕組みづくりが必要
- 児童発達支援センター等において、地域支援の取組が行えるよう、センターでの地域支援の取組事例を紹介する等の支援を行うべき
- 障害児相談支援等の機能を強化する取組が進むよう、専門職員の育成等に対する支援を行うべき

#### 【提言⑦】 一般子育て施策への専門的バックアップ

一般的な子育て支援策への専門的なバックアップを行うこと

- 保育所等を利用する障害児や医療的ケア児に対し、早期に専門的な支援を行うべき
- 保育所等訪問支援については、全ての区市町村において、利用者が必要な支援を受けられる体制を構築していくべき
- 保育所等訪問支援の体制整備を進めるとともに、事業の普及及び活用を推進していくべき  
また、障害児通所支援事業所と教育関係機関との連携も重要
- 乳幼児期から学齢期への移行支援を円滑に進めることが必要
- このため、障害児通所支援事業所と、保育所、幼稚園及び学校等教育機関との連携を進めていくべき
- 保育所等訪問支援については、児童発達支援センターにおける地域支援とともに進めていくべき

- 保育所等訪問支援については、国に対し、インセンティブを効かせたメリハリのある報酬体系とするよう働きかけていくべき

#### 【提言⑧】 障害児通所支援等の充実

##### 身近な地域で利用できる障害児通所支援等の充実を図ること

- 障害児通所支援事業所の質の向上に努めるとともに、医療的ケア児の受入れが進むよう支援すべき
- 障害児が身近な地域で安心して支援が受けられるよう、地域の実情に応じた障害児通所支援事業所の整備をすべき
- 支援の質の向上のため、国の児童発達支援及び放課後等デイサービスガイドラインの活用義務化の促進、人材育成等を行うべき
- 医療的ケア児の受入れが進むよう、事業所に働きかけるとともに、看護職員等の配置が進むよう支援を行うべき
- 障害児通所支援の看護職員配置については、国に対し、インセンティブを効かせたメリハリのある報酬体系とするよう働きかけていくべき

#### 【提言⑨】 障害児・家族を中心とした相談支援の充実

##### 障害児・家族を中心とした障害児相談支援の充実を図ること

- 障害特性を踏まえた適切な支援内容や、必要な知識等の情報提供及び相談対応など、家族に対する支援体制を強化すべき
- 相談支援専門員を育成する等、障害児相談支援の機能を強化すべき
- また、障害児相談支援事業所が、障害児通所支援事業所と関係機関との連携時に、マネジメントができるよう支援を行うべき
- 障害児相談支援事業所においても、医療的ケア児に関する研修を行う等の支援を行うべき
- 障害児相談支援事業所について、国に対しては、障害児やその家族に対する相談支援も含めた制度とするよう働きかけていくべき

## 4 妊娠期から子育て期にわたる支援における、各分野の連携強化

#### 【提言⑩】 支援が必要な子どもを支援につなげる体制整備

##### 妊娠期から子育て期にわたる母子保健、子育て支援、障害児支援の各分野の連携を強化すること

- 支援が必要な子どもや家庭に早期に気付き、必要な専門的支援につなげる体制を整備すべき
- 母子保健部門が妊娠期から把握した支援に必要な情報を、子育て支援部門による支援に活かせるよう、情報システムなどICTを活用した情報連携を検討すべき

- 各分野に精通し適切な支援につなぐことができる専門人材を育成し、地域の実情に応じて、子供家庭支援センターや子育て世代包括支援センター、子育てひろば等に配置すべき
- 保健所・保健センターや子育てひろば等の従事者に対して、障害の早期発見と支援につなぐための専門研修を行うなどの人材育成も行うべき
- 保健所や保健センターに子育てひろばを併設し相互の連携が強化されるよう有効な事例の共有を促進するとともに、児童発達支援センターの職員が子育てひろば等に出張し、専門的な発達相談や従業者への助言を行う等の機能を強化すべき

### 【提言⑩】 全ての子どもが子育て施策を利用できる環境整備

障害の有無にかかわらず、全ての子どもが一般子育て施策を利用できる環境を整備すべき

- 障害の有無に関わらず、全ての子どもが一般子育て施策を利用できる環境の整備も急務
- 保育所や子育てひろば等に障害児や医療的ケア児を支援するための専門職の配置を推進すべき
- 児童発達支援センターの職員が子育てひろば等の施設を訪問し、障害児支援に関する助言を行うなど専門的なバックアップも行うべき
- 区市町村がそれぞれの実情に合った方策を選定し実施できるよう、分野を超えた連携の先進事例について集約して整理し、各自治体の事例の共有を促進すべき

### 【提言⑪】 子どもの成長や転居前後の支援機関の連携強化

子どもの成長の各段階に応じて関わる機関同士及び転居前後の支援機関の間の連携など、切れ目のない連携体制の強化

- 保育所や幼稚園から小学校に上がる際の連携など、子どもの成長段階に応じて関わる機関の連携が重要
- 個々の家庭に必要な支援のため、相談に応じるとともに、地域の関係機関や民間団体とのネットワーク構築等を行う利用者支援事業等の活用を図り、「ゆりかご・とうきょう事業」及び子供家庭支援センター事業等の緊密な連携により、地域における包括的な支援体制づくりを進めることも重要
- 虐待死亡事例には、子どもの成長段階や転居等の変化の中で生じた支援の切れ目が要因となった事例もあり、検証結果から得た教訓を今後の支援に活かすため、関係機関に周知すべき
- 社会全体で全ての子どもを虐待から守る観点から、行政、都民、関係機関等が果たすべき役割を明らかにし、虐待防止の取組を一層推進していくことを目的とした児童虐待防止等に関する条例の検討を推進すべき